令和5年度 真駒内地域エリアマネジメント推進業務 仕様書

令和5年9月

札幌市まちづくり政策局都市計画部

第1 業務名

令和5年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務

第2 一般事項

- 1 この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課で実施する上 記第1に示す業務の委託に適用する。
- 2 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、 最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- 3 受託者は契約後速やかに、本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。
- 4 成果品及び本業務において作成したイラスト、写真等(以下「成果品等」という。)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、委託者に帰属するものとする。また、成果品等に関する著作人格権は行使できないものとする。
- 5 業務遂行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進めるとと もに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、委託者に提出すること。
- 6 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれ を処理する。
- 7 業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとすること。
- 8 委託者が保有する資料で、業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は、当該資料の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は、貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。また、受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。
- 9 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- 10 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- 11 個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守すること。
- 12 委託者は、不可効力(感染症の流行、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、 暴動その他の委託者又は受託者の責に帰することのできない自然的または人為 的な現象をいう。)により、業務を遂行することが困難になったとき、受託者に 対して、契約の解除又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずること ができる。
- 13 この仕様書に記載のない事項については、受託者は委託者と協議のうえ行う こととし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさない

よう協力するものとする。

第3 業務の目的

札幌市では、平成 25 年に「真駒内駅前地区まちづくり指針」を策定し「真駒内地域はもとより、南区全体の拠点として駅前地区の再生に向けた取組を展開する」こととしている。

真駒内駅前地区ではこれまでに、地域等と協働し、土地利用再編による駅前地区の再生に向け検討を進めてきており、まちづくりの取組の方向性を示す「真駒内駅前地区まちづくり計画(案)」(以下「まちづくり計画案」という。)を取りまとめたところである。

このまちづくり計画案では、真駒内駅前に、にぎわいの核となる交流広場を設け、エリアマネジメントの活動を推進することで、持続的なにぎわい・交流が創出されながら、居心地が良く、品格がある真駒内らしい空間の実現を目指していくこととしている。また、このまちづくりの効果を持続的に発揮するためには、多様な主体が協働しながら持続的に活動する仕組みづくりを行い、地域主体のまちづくりを推進する必要がある。

本業務は真駒内らしい空間の実現や地域主体のまちづくりの推進に向けた取組の企画・運営を行うものである。

第4 業務概要

- 1 まちづくりイベントの企画・運営
- 2 交流広場の取組を想定したイベントの企画立案
- 3 ニュースレターの作成

第5 業務内容

1 まちづくりイベントの企画・運営

にぎわいの核となる交流広場における将来的な活動を想像し、空間活用やにぎ わい創出について知見を広め、まちづくりへの興味を高めるためのイベントを企 画・運営するものである。

(1) イベントの企画

実施回数:1回程度

開催形態:まちづくりへの興味を高めることを目的とし、様々な手法を検

計すること(必要に応じ、ファシリテーターの配置を検討し円滑な進行に努めること)。また、来場者アンケート調査を実施

し、意見収集を行うこと。

開催規模:会場はまこまる(住所:札幌市南区真駒内幸町2丁目2-2)の

体育館程度の規模とし、数十人程度の来場者(イベントの参加

者に制限は設けないこととする)を想定。

(2) イベントの準備

- ・タイムスケジュール(準備期間、当日)の作成
- ・開催案内(広報資料)の作成(多世代に興味をもってもらえるような広報を検討し実施する事)
- ・当日資料の用意、音響機器も含めた資機材の調達、会場レイアウトの作成、アンケートフォームの作成等
- ※その他、開催にあたり必要と思われる作業に関して、委託者と協議のう え、実施すること。

(3) イベントの開催

- ・会場設営(イベントの開催に適当と思われる音響機器などの資機材を調達し、設営すること。)
- ・イベントの司会進行
- ・会場運営(来場者の受付、アンケートの依頼・回収・集計等)

(4) 開催記録の作成

- ・イベントの開催記録の作成(音声記録、開催報告)
- ・アンケートの集計
- ※上記は委託者と協議のうえ、業務期間内における適当な時期に作成し、 データで提出**1すること。

2 交流広場の取組を想定したイベントの企画立案

交流広場では、その使われ方に関して様々な地域意見を頂いている。多様な主体が協働しながら持続的に活動する仕組みづくりを検討するため、交流広場の取組を想定したイベントの開催に向けて企画立案を行うものである。

(1) イベントの企画立案

ア 想定開催場所

まこまる(住所:札幌市南区真駒内幸町2丁目2-2)を主会場とし、開催場所を検討すること。

イ 企画立案

- ・これまでにまこまるで取り組んできたイベント(第 11-4 真駒内地域の まちづくり活動)を参考とすること。
- ・札幌市南区で行われる様々なイベントとの連携も考慮し検討すること。
- ・多世代が参加できる仕掛けを検討すること。
- ・エリアマネジメント活動に資する取り組みが発表できる場となるイベントを想定し企画すること。
- ・多世代に興味をもってもらえるような広報の手法を検討すること。

- ・タイムスケジュール、会場イメージ、必要資機材リスト、想定参加者リスト、想定開催事業費等を作成し、企画に盛り込むこと。
- ・外部意見(まこまる運営事業者等)の聞き取り等により、企画の精度を 高めること。
- ※その他、検討にあたり必要と思われる作業に関して、委託者と協議のう え、実施すること。
- ウ 企画立案のとりまとめ

上記を考慮のうえ企画案をとりまとめ、委託者と協議のうえ、業務期間内における適当な時期に作成し、データで提出*1すること。

3 ニュースレターの作成

地域住民等を対象に、まちづくりに資する取組み等の情報提供を行うことを目的として、ニュースレターを作成する。規格等については、以下のとおり。

作成回数:1回程度

形 式: A3、片面カラー(今後の検討により変更する可能性あり。)

- ・ニュースレターの印刷、配布は委託者が行う
- ・委託者と協議のうえ、業務期間内における適当な時期に作成し、データで提出**1すること。
- ※1:「データで提出」とは、受託者が作成した原稿データ (例: Word、Excel、 PowerPoint 等) もしくは録音機器を用いた音声データをウイルスチェック 済の記録媒体またはメールで送信すること。

第6 想定業務スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企 画 ・ 立	•	企画調整	-	開催 ■ 周知	イベント ● 開催 ア: 集	成
祖を想定した交流広場の取	事例 調査	企画素案	外部意見 ●聞き取り	企画 検討	<u>詳</u> 細	果品とりま
レターの作				•	紙面 校正	→

※業務の進捗により変更となる場合がある。

第7 履行期間

契約締結の日 から 令和6年3月25日(月) まで

第8 成果品

業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

- 1 業務報告書
 - ・A4版製本:1部
- 2 業務報告書電子データ (Windows 対応の CD-ROM または DVD-ROM に記録): 1 枚 (※ 本業務において、作成したすべてのデータを含む。)

第9 納入・検査場所

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

第10 打合せ・協議

第4 業務概要 における各業務で適宜実施し、記録すること。

第 11 関係資料等

- 1 真駒内駅前地区まちづくり指針 https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/makomanai/shishinsakutei.html
- 2 真駒内駅前地区まちづくり計画(案)のパブリックコメントの実施 https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/makomanai/keikakupabukome.html
- 3 真駒内まちづくり通信

https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/makomanai/tsushin.html

- 4 真駒内地域のまちづくり活動 https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/makomanai/machidukurikatudou.html
- 5 「まこまる(旧真駒内緑小学校跡利用施設)」について https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/makomanai/makomaru.html
- 6 真駒内駅前地区まちづくり地域協議会 https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/sonota/chiikikyougikai.html

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。 以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持し なければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を 定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その 承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなけれ ばならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

- 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務 の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場 所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項 における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び 研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

- 第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者 へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により 承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合 には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が 委託者指定様式(本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式 をいう。)に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う 業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先 に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者 に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなけ ればならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果につい て責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めると ころにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
 - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
 - (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
 - (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の 廃棄を行うこと。
 - (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び 情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務 以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、 受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受 渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、 これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録 された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必 要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、 担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた 場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に 基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委 託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委 託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要 に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に 関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託 者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。